

令和 年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書
「指定介護予防支援」重要事項説明書

社会福祉法人 双葉会
双葉会居宅介護支援センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定居宅介護支援事業所(徳島県指定 第 3670400013 号)
指定介護予防支援事業所(阿南市指定 第 3670400013 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービス・指定介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援・介護予防支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（居宅介護支援）」「介護予防サービス計画書（介護予防支援）」（以下、「サービス計画」という）を作成します。
- ご契約者のサービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として居宅介護支援は要介護認定の結果「要介護」、介護予防支援の場合は「要支援」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5
8. 事故発生時の対応	5
<重要事項説明書付属文書>	5～7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 双葉会
(2) 法人所在地 徳島県阿南市見能林町南林 260-3
(3) 電話番号 0884-22-2913
(4) 代表者氏名 理事長 坪光良直
(5) 設立年月 昭和57年1月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・指定予防支援事業所
(2) 事業の目的 当事業は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供者との連携調整その他の便宜を図ります。
(3) 事業所の名称 双葉会居宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所:平成11年8月6日指定 徳島県 3670400013 号
指定介護予防支援事業所:令和 6年4月1日指定 阿南市 3670400013 号
(4) 事業所の所在地 徳島県阿南市見能林町南林 260-7
(5) 電話番号 0884-23-5887
(6) 管理者氏名 久米 洋子
(7) 当事業所の運営方針
1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から効率的に提供されるよう配慮します。
3) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
4) 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
(8) 開設年月 居宅介護支援事業所:平成12年4月1日
介護予防支援事業所 :令和6年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 阿南市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	平日 午前9時～午後5時（月曜～土曜）
休日	日曜・12月29日～1月3日 緊急時は、365日24時間対応(電話等にて)いたします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護(予防)支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職務の内容
1. 管理者	1名	管理業務
2. 主任介護支援専門員	1名以上	相談業務 ケアプラン作成
3. 介護支援専門員	3名以上	相談業務 ケアプラン作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護(予防)支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

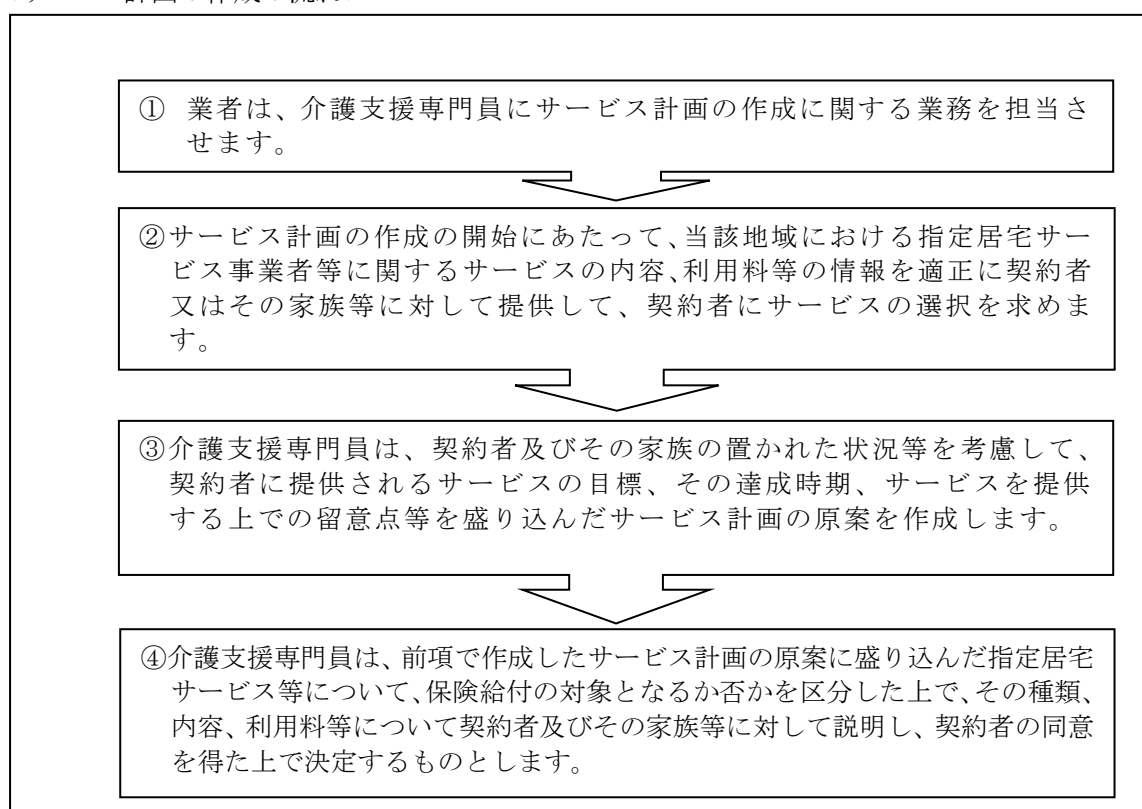
(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第8条参照)＊

＜サービスの内容＞

① サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス計画を作成します。

＜サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握します。
- ・サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

④介護保険施設等入所施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等入所施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護(予防)支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。金額は別紙のとおりです。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き当センターから「サービス提供証明書」を発行いたします。この「サービス提供表」を後日阿南市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(1) 苦情の受付

○苦情受付窓口(担当者) [職名] 管 理 者 久米 洋子
電話番号 0884-23-5887

○受付について 毎週月曜日～土曜日
午前9時～午後5時

阿南市役所 介護保険担当課	所在地・阿南市介護・ながいき課 電話番号・0884-22-1793 受付時間・午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地・徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号・088-666-0117 受付時間・午前9時～午後5時
徳島県運営適正化委員会	所在地・県立総合福祉センター3階 徳島県社会福祉協議会内 電話番号・088-611-9988 受付時間・午前9時～午後5時

- (1) 事業者は事故が発生した場合にはその原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講じます。
- (2) 事業者は利用者に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

1. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

- ①ご契約者に提供した居宅介護（予防）支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護（予防）支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ④ご契約者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご契約者やそのご家族に対して、ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることを説明いたします。

2. 損害賠償について(契約書第 12 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	一般自動車保険

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第 2 条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 5 日前(※最大 7 日)までにご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ② 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護(予防)支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

居宅介護(予防)支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 双葉会居宅介護支援センター

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護(予防)援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、令和6年4月1日、厚労省の省令改正内容に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。